# 令和4年度

笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

笠岡市監査委員

笠 監 第 4 2 号 令和5年8月28日

笠岡市長 小 林 嘉 文 殿

笠岡市監査委員 中 西 尚 子 同 東 川 三 郎

令和4年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和4年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

## 目 次

令和 4	年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見	1
第 1	審査の対象	- 1
第 2	審査の期間	- 1
第 3	審査の方法	- 1
第 4	審査の結果	- 1
1	健全化判断比率の状況	- 2
	(1) 実質赤字比率	3
	(2) 連結実質赤字比率	- 4
	(3) 実質公債費比率	5
	(4) 将来負担比率	6
	(5) 令和3年度岡山県内各市の健全化判断比率	8
2	資金不足比率の状況	- 9
3	むすび	10
則	政指標の対象会計範囲	11

- (注) 1 文中の金額は、原則として万円単位で表し、端数は切り捨てた。このため計数が 一致しない場合がある。
  - 2 各図表中の金額は、原則として表示の1桁下位で四捨五入した。このため、合計 と内訳の計や、総務部財政課作成の「財政健全化判断基準比率等の状況」に記載さ れている値と一致しない場合がある。
  - 3 県内15市との比較を示した図表は、岡山県市町村課の公表資料「市町村決算に 基づく健全化判断比率等」に基づいて作成した。
  - 4 ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。
  - 5 略号・符号の用法は、次のとおりである。
    - 該当数値なし
    - △ 負 数

#### 令和4年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

#### 第1 審査の対象

- 1 健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率

#### 第2 審査の期間

令和5年8月16日から令和5年8月28日まで

#### 第3 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に基づき算定されているか、また、これらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認することにより実施した。

#### 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を 記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸 帳簿と符合し正確であると認めた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらに対する審査意見は、次のとおりである。

# 1 健全化判断比率の状況

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められる。

第1表 健全化判断比率の状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
	%	%	%	%	%	%
実質赤字比率	_	_	_	_	12. 91	20.00
連結実質赤字比率	_			_	17. 91	30. 00
実質公債費比率	6.8	6. 4	6. 5	7.2	25. 0	35. 0
将来負担比率	63. 7	59. 5	51. 0	51.3	350.0	_

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「一」と表示している。
  - 2 早期健全化基準とは、地方公共団体が、財政収支の不均衡その他の財政状況が 悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準と して、健全化判断比率のそれぞれについて政令で定められた数値をいう。地方公 共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当 該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政健 全化計画を定めなければならない。

#### (1) 実質赤字比率

令和4年度には実質赤字額は生じていないので、早期健全化基準の12.91%内である。

※実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合をいう。

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模

#### 第2表 実質赤字比率の状況

会 計 名			実 質 収 支 額			
	会 計 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減
		千円	千円	千円	千円	千円
<u>+n.</u>	一般会計	501, 927	458, 358	813, 038	642, 993	△ 170, 045
般会	へき地診療施設特別会計	1, 971	964	1, 145	2, 471	1, 326
計等	相生墓園事業特別会計 (注1)	0	_		_	_
守	公共用地取得特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等の実質収支	503, 898	459, 322	814, 183	645, 464	△ 168, 719
楊	潭 財 政 規 模	12, 994, 920	13, 273, 097	13, 895, 677	13, 413, 490	△ 482, 187
		_	_		_	_
<b>第</b>	<b>淫質 赤 字 比 率</b> <sup>(注 2 )</sup> (%)	(△3.87)	(△3.46)	(△5.85)	(△4.81)	
与	期 健 全 化 基 準 (%)	12.95	12. 92	12.87	12. 91	
具	力 政 再 生 基 準 (%)	20.00	20.00	20.00	20.00	

<sup>(</sup>注1) 相生墓園事業特別会計は令和元年度末で廃止された。

※標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収額等に普通交付税等を加算した額をいう。

<sup>(</sup>注2) 黒字の場合は負の値となる。

#### (2) 連結実質赤字比率

令和4年度には連結実質赤字額は生じていないので、早期健全化基準の17.91%内である。

※連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財 政規模に対する割合をいう。

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

#### 第3表 連結実質赤字比率の状況

Δ ∋l. b				実質収支額又は資金不足額				
	会 計 名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減	
			千円	千円	千円	千円	千円	
_	<u> </u>	股会計等	503, 898	459, 322	814, 183	645, 464	△ 168, 719	
公	国	民健康保険事業特別会計	60, 813	98, 016	126, 824	52, 026	△ 74, 798	
営事業会		民健康保険真鍋島直営診療 設特別会計	2, 359	3, 538	1, 330	470	△ 860	
業	後:	期高齢者医療特別会計	1, 131	1, 935	3, 212	4, 473	1, 261	
計	介	護保険事業特別会計	190, 192	157, 723	205, 335	222, 088	16, 753	
//	法非	土地造成事業特別会計	294	517	487	0	△ 487	
公営		工業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0	
企業	法	水道事業会計	1, 997, 359	1, 680, 103	1, 638, 779	1, 624, 272	△ 14,507	
業会計		下水道事業会計	216, 797	100, 394	103, 884	0	△ 103,884	
PI	適	病院事業会計	△ 206, 500	0	0	392, 748	392, 748	
	言言	十 (連結実質収支額)	2, 766, 343	2, 501, 548	2, 894, 034	2, 941, 541	47, 507	
標	票	準 財 政 規 模	12, 994, 920	13, 273, 097	13, 895, 677	13, 413, 490	△ 482, 187	
`-	⊭ѵ⊬	実質赤字比率 (注1) (%)	_	_	_	_	_	
뱐	Đ /ii	実質赤字比率 <sup>(注1)</sup> (%)	(△21. 28)	(△18.84)	(△20.82)	(△21.92)		
Ę	P #	期健全化基準(%)	17. 95	17. 92	17.87	17. 91		
具	 才	政 再 生 基 準 (%)	30.00	30.00	30.00	30.00		

(注1) 黒字の場合は、負の値となる。

#### (3) 実質公債費比率 (3か年の平均値)

令和4年度の実質公債費比率は7.2%となっており、早期健全化基準の25.0%内である。

※実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財 政規模を基本とした額に対する割合をいう。

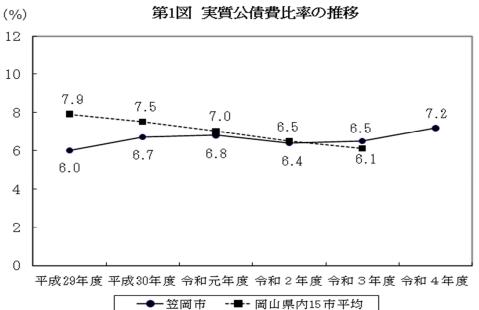
(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率 = (3か年平均)

標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額 算入額

第4表 実質公債費比率の状況

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度 増 減
		千円	千円	千円	千円	千円
地方債の元利償還金	1	1, 984, 932	2, 105, 564	2, 237, 385	2, 303, 269	65, 884
準元利償還金	2	890, 481	876, 282	752, 528	771, 928	19, 400
①②に充てられる特定財源	3	296, 915	359, 214	314, 749	287, 316	△ 27, 433
①②に係る基準財政需要額算入額	4	1, 877, 242	1, 860, 131	1, 880, 389	1, 821, 732	△ 58,657
標準財政規模	(5)	12, 994, 920	13, 273, 097	13, 895, 677	13, 413, 490	△ 482, 187
実質公債費比率 (単年度)	(%)	6. 3	6. 7	6. 6	8. 3	ポイント 1.7
実質公債費比率 (3か年平均)	(%)	6.8	6. 4	6. 5	7. 2	ポイント 0.7
早期健全化基準	(%)	25. 0	25. 0	25. 0	25.0	
財政再生基準	(%)	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	



→ 五岡市 - → 岡田県内15市平均

#### (4) 将来負担比率

令和4年度の将来負担比率は、51.3%となっており、早期健全化基準の350.0%内である。

※将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する 割合をいう。

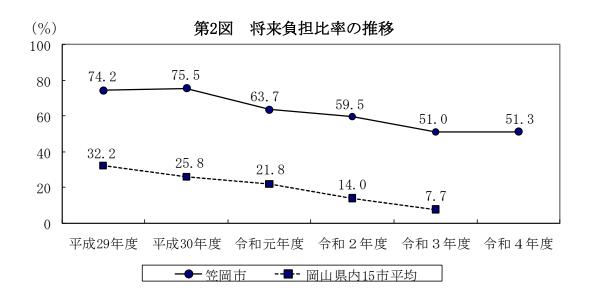
> 将来負担額- (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等 に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額 算入額)

第5表 将来負担比率の状況

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度 増 減
		千円	千円	千円	千円	千円
将来負担額	1	37, 430, 172	37, 602, 228	37, 486, 906	37, 113, 018	△ 373,888
充当可能基金額	2	2, 494, 817	2, 484, 594	3, 576, 691	4, 099, 563	522, 872
特定財源見込額	3	5, 069, 809	5, 440, 469	5, 607, 496	5, 545, 899	△ 61,597
基準財政需要額算入見込額	4	22, 773, 631	22, 875, 358	22, 164, 671	21, 513, 773	△ 650,898
標準財政規模	(5)	12, 994, 920	13, 273, 097	13, 895, 677	13, 413, 490	△ 482, 187
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	6	1, 877, 242	1, 860, 131	1, 880, 389	1, 821, 732	△ 58,657
将来負担比率 ①- (②+③+④) ⑤-⑥ ×100	(%)	63. 7	59. 5	51. 0	51. 3	ポ゚イント 0.3
早期健全化基準	(%)	350. 0	350.0	350. 0	350. 0	
財政再生基準	(%)	_	_	_	_	



#### 〇 将来負担額

将来負担額は、一般会計等に係る地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、 一般会計等以外の特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、 市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる市の負担見込額、退職手当支給予定 額のうち、一般会計等の負担見込額、市が設立した法人等の負債額等に係る一般会計 等の負担見込額などの合計である。

#### 第6表 将来負担見込額の状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度 増 減 額
	千円	千円	千円	千円	千円
一般会計等に係る地方債現在高	25, 956, 280	26, 613, 353	27, 449, 329	27, 442, 216	△ 7, 113
債務負担行為に基づく支出予定額	510, 252	456, 539	418, 573	517, 121	98, 548
一般会計等以外の特別会計の地方債の 償還に係る一般会計等からの繰入見込額	7, 674, 204	6, 940, 868	6, 123, 275	5, 718, 287	△ 404, 988
組合等の地方債の償還に係る負担見込額	720, 012	655, 081	501, 834	384, 253	△ 117, 581
退職手当支給予定額に係る負担見込額	2, 562, 295	2, 936, 387	2, 992, 894	3, 049, 083	56, 189
設立法人の負担額等に係る負担見込額	7, 129	0	1,001	2, 058	1, 057
連結実質赤字額	0	0	0	0	0
組合等の連結赤字額に係る負担見込額	0	0	0	0	0
合 計	37, 430, 172	37, 602, 228	37, 486, 906	37, 113, 018	△ 373, 888

# (5) 令和3年度岡山県内各市の健全化判断比率

# 第7表 令和3年度岡山県内各市の健全化判断比率

(単位:%)

				<u>(単位:%)</u>
区分	実質赤字比率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担比率
〈早期健全化基準〉	<11. 25~15. 0%>	<16. 25~20. 0%>	<25.0%>	政令市<400%> 市町村<350%>
岡山市	_	_	5. 1	_
倉 敷 市	_	_	2. 9	3. 3
津山市	_	_	12. 4	100. 5
玉 野 市	_	_	4. 0	_
井原市	_	_	9. 0	2.1
総社市	_	_	7. 2	_
高梁市	_	_	11. 9	70. 9
新見市	_	_	8.8	24. 2
備前市	_	_	9. 9	_
瀬戸内市	_	_	8. 6	18. 3
赤磐市	_	_	7. 2	_
真庭市	_	_	10. 3	_
美 作 市	_	_	11. 3	_
浅口市	_	_	8.8	_
笠 岡 市			6. 5	51.0
平均	_	_	6. 1	7. 7

出典:「令和3年度市町村決算に基づく健全化判断比率等」(岡山県市町村課の公表資料)から。

#### 2 資金不足比率の状況

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は,いずれも適正に算定及び作成されているものと認められる。

すべての公営企業会計において,資金の不足額は生じていない。

※資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合をい う。

# 第8表 資金不足比率の状況

	特別会計の名称	資金不足額	事業の規模 ②	資金不足比率 ①/②×100	経営健全化 基 準
		千円	千円	%	%
法	水道事業会計	_	1, 094, 652	_	
適用	下水道事業会計	_	671, 375		
	病院事業会計	_	1, 822, 724	_	20.0
法非	土地造成事業特別会計	_	0	_	
適用	工業団地造成事業特別会計	_	0	_	

<sup>(</sup>注)資金不足額及び資金不足比率について、資金不足額が生じていない会計は「一」と表示している

#### 第9表 資金不足・剰余額の状況

特別会計の名称			対前年度			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減額
法適用		千円	千円	千円	千円	千円
	水道事業会計	1, 997, 359	1, 680, 103	1, 638, 779	1, 624, 272	△ 14, 507
	下水道事業会計	216, 797	100, 394	103, 884	0	△ 103, 884
	病院事業会計	△ 206,500	0	0	392, 748	392, 748
法非適用	土地造成事業特別会計	295	517	487	0	△ 487
	工業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0

<sup>(</sup>注) 資金不足・剰余額は、資金不足を生じている場合、負の値で表示される。

#### 3 む す び

各比率の状況をみると、実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、6億4,546万円の実質黒字額となっている。

連結実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、29億4,154万円の連結実質黒字額となっている。

実質公債費比率については、直近3か年を平均した当年度の比率は7.2%で、早期健全化基準内である。前年度に比べ0.7ポイント上昇した。これは、元利償還の繰出基準に基づく公営企業への繰出金が減少したものの、地方債の元利償還金の額の増加や、控除される特定財源等が減少したこと、普通交付税額と臨時財政対策債の大幅な減少により、標準財政規模が小さくなったことによるものである。なお、単年度の比率は8.3%で、前年度と比べ1.7ポイント上昇している。

将来負担比率については、51.3%と早期健全化基準内である。前年度に比べ 0.3 ポイント上昇した。これは、下水道事業を主とする公営企業債等繰入見込額及び組合負担等見込額が減少したことで将来負担額が減少した一方で、標準財政規模及び控除される算入公債費がともに減少したものの、控除される算入公債費の減少より、標準財政規模の方が大きく減少したことによるものである。

資金不足比率については、すべての公営企業会計において、資金の不足額は生じていない。

以上のように,審査に付された指標は,いずれも非該当又は早期健全化基準,経営健全 化基準を下回る結果となっている。

本市では、今後予定している大規模な事業の実施により、市債借入額の増加に伴い、実質公債費比率及び将来負担比率の上昇が懸念される。このため、事業実施においては、財源の確保も含め、十分に精査し慎重に取り組むとともに、市債の発行については、将来的に過度の負担となることがないよう配意されたい。

引き続き、適切な財政運営のもとで、安定した財政基盤を構築されるよう望むものである。

# 財政指標の対象会計範囲

## 笠岡市の連結対象

	9 1 1 4 4	- XE1	区分	実質が			実質比率					資金不足比 率
	草	<u>左</u>	一般会計				$\overline{}$			7	$\setminus$	
	通 会 計		へき地診療施設特別会計									
			公共用地取得事業特別会計		7							
	公営事業会計		国民健康保険事業特別会計	·								
笠			国民健康保険真鍋島直営診療施設特別会計									
			後期高齢者医療特別会計									
岡			介護保険事業特別会計									
市	公営企業会	法非	土地造成事業特別会計									
1111		非	工業団地造成事業特別会計									
			水道事業会計									
		法適	下水道事業会計									
		Į	病院事業会計			7	<u> </u>					
	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合											
部	岡山県西部地区養護老人ホーム組合											
事	岡山県西部衛生施設組合											
務   組	岡山県西部環境整備施設組合											
合	笠岡地区消防組合											
広	岡山県市町村総合事務組合											
域連	岡山	岡山県市町村税整理組合										
連合	岡山	岡山県後期高齢者医療広域連合										
	岡山県西南水道企業団							7	7			
第三セ	笠岡市総合福祉事業団 吸江社											
セクタ	笠岡市文化・スポーツ振興財団										L	
等	笠岡	l放i	送株式会社							\	7	